

組合員資格確認のお願い

当JA定款第14条により、組合員加入申込時の提出書類記載事項に変更があった場合や、組合員資格に変動があった場合は、その旨を届け出ていただくことになっております。

つきましては、組合員資格・氏名・住所・電話番号等の届出事項に変更があった場合には、当JAの各支店窓口へお申し出ください。
また、組合員の方が死亡された場合は、相続開始日から60日以内にお申し出くださいますようお願いいたします。

当JAの組合員資格

正組合員資格（次のいずれかに該当される方）

- 農業を営む個人であって、その住所又はその経営に係る土地又は施設が当JAの地区内（※1）にあるもの
- 1年のうち50日以上農業に従事する個人であって、その住所又はその従事する農業に係る土地又は施設が当JAの地区内（※1）にあるもの
- 農業を営む法人（※2）であって、その事務所又はその経営に係る土地が当JAの地区内（※1）にあるもの

准組合員資格（次のいずれかに該当される方）

- 当JAの地区内（※1）に住所を有する個人で、当JAの事業を利用することが適当と認められるもの
- 当JAから「資金の借入」「貯金・定期貯金の預入」「農業生産資材・生活物資の購入」「共済加入」のいずれかを1年以上継続して利用している当JAの地区内（※1）に勤務地を有する個人であって、引き続き当JAの事業を利用することが適当であると認められるもの
- 当JAから「農業生産資材・生活物資の購入」「生産する物資の運搬、加工、保管又は販売」のいずれかを1年以上継続して利用している当JAの地区外に住所を有する個人であって、引き続き当JAの事業を利用することが適当であると認められるもの
- 農用地利用改善事業実施団体（※3）であって、当JAの事業を利用することが適当であると認められるもの
- 農事組合法人等当JAの地区内（※1）に住所を有する個人の正組合員が主たる構成員となっている団体で協同組織のもとに当該構成員の共同の利益を増進することを目的とするもの。その他当JA又は当JAの地区内（※1）に住所を有する個人の正組合員が主たる構成員又は出資者となっている団体で、この組合の事業を利用することが適当であると認められるもの

※1…当JAの地区：秋田市、男鹿市、潟上市（天王、天王大崎、昭和乱橋、昭和八丁目、昭和久保字北野）

※2…その常時使用する従業員の数が300人を超えるか、その資本の額又は出資の総額が3億円を超える法人を除く。

※3…農業経営基盤強化促進法第23条第1項の認定を受けた農用地利用規程で定めるところに従い農用地利用改善事業を行う団体。その農用地利用改善事業の実施区域の全部又は一部が当JAの地区内（※1）にある団体であって、個人の正組合員が主たる構成員となっているものに限る。

ご不明な点につきましては、最寄りの各支店までお問い合わせください。

もしもの時の JA葬祭レゼール

安心セミナー開催

なるほど！ 具体的実例から学ぶ

納得 安心！

不安解消！

参加型セミナー

参加
無料

セミナー内容

しゅうかつ
終活

年齢とともに気になることや
心配なことを一緒に少しづつ
整理していきましょう



会場

虹のホール レゼール男鹿

男鹿市船越字内子104-1 TEL:0185-35-4949

日時

令和5年1月29日(日) 10:30~

JA葬祭レゼールは新型コロナウイルス感染症予防対策に取り組んでいます。

お申し込みは、下記宛に1月26日(木)までにご予約をお願いいたします。

※世情の状況を鑑み、やむを得ず中止となる場合がございますのでご了承くださいますようお願いいたします。

虹のホール レゼール男鹿

親族控室(安置室)を増設いたしました

5~6名様の家族葬に適した広さのお部屋です。
キッチン・シャワーを完備しております。

JA葬祭レゼール 本部 管理課

フリーダイヤル 0120-46-5731

秋田市新規就農研修

令和
5年度生

3次募集

募集期間 令和5年2月17日(金)まで(必着)

受講料 無料 ※テキスト代、作業服等は自己負担となります。

研修期間 2年間(令和5年4月～令和7年3月) 募集定員 若干名

秋田市園芸振興センターでは、秋田市内で新たに園芸作物(野菜・花き)による農業経営を目指すかたを対象に、就農に結び付く実践的な研修を実施しています。

応募資格

次に掲げる要件を全て満たすかた

- ①野菜・花きの経営を志し、研修の修了後1年以内に本市において独立・自営就農又は親元就農・雇用就農が確実に見込まれるかた
- ②就農時の年齢が原則50歳未満のかた
- ③普通自動車運転免許を取得又は研修開始まで取得見込みのかた

応募手続

所定の書類に必要事項を記入の上、当センターに持参又は郵送してください(提出書類は当センターで配布又は当センターホームページからダウンロード可)。

選考方法

書類審査、小論文、面接試験(令和5年2月下旬、当センター会場)

国の資金給付・研修奨励金の支給

当センターは、国の資金の給付を受けることができる研修機関となっています。給付金は1人当たり年額150万円です。また、国の資金の受給対象外となった場合は、奨励金の受給が可能です。補助金は1人当たり年額90万円です(ただし、予算措置された場合に限ります)。

留意事項

①研修で使用するノートパソコンを開講式までに準備してください。

- ②指定する傷害保険への加入をお願いします。保険料は自己負担となります。研修開始後のガイダンスの際に申込手続を行います。

- ③研修時間は原則平日の午前8時30分から午後5時15分までです(土日祝日・年末年始を除く)。ただし、休日でも作物の生育状況により栽培管理のため出席しなければならない場合があります。

問い合わせ先・研修先

秋田市園芸振興センター

T010-1423 秋田市仁井田字小中島111番地1 ☎018-838-0278